（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の見出しを「（厚生年金勘定における積立金からの補足）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第百十六条第三項」を「第百十六条第二項」に改め、同項を同条とする。

附則第十一条中「附則第二十三条第二項及び第二十四条第二項」を「附則第二十四条第二項」に、「第五十八条第二項」を「第五十八条」に、「同項」を「同条」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（年金特別会計の厚生年金勘定における積立金とする時期に関する経過措置）

第十二条の二　当分の間、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十四条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長の指定する者が当該有価証券を受けた日に、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十条　郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第六号を次のように改める。

六　削除

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第三十一条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第三項中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条第一項中「法第十一条第一項」を「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十一条」に改め、「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「同項」を「同条」に、「場合」とあるのは「場合及び」を「第九十一条」とあるのは「第九十一条（ニに、（一）第十一条第一項」を「）第十一条」に、「適用する場合」を「適用する場合を含む。）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号ハ中「厚生年金基金」を「企業年金基金」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号ホを同号ニとする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「厚生年金基金、企業年金連合会」を削る。

第百二十六条第三号中「政府が管掌する厚生年金保険事業と厚生年金基金（企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）に関する制度及び」を削る。

第百二十八条第一号中「厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金（以下この条において「企業年金」という。）」を「確定給付企業年金（企業年金連合会を含む。次号において同じ。）及び確定拠出年金並びに石炭鉱業年金基金」に改め、同条第二号中「企業年金及び国民年金基金並びに確定給付企業年金」を「確定給付企業年金及び石炭鉱業年金基金並びに国民年金基金」に改め、同条第三号中「企業年金」を「石炭鉱業年金基金」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「確定給付企業年金事業」の下に「（企業年金連合会の事業を含む。）」を加え、同号を同条第四号とする。

附則第六条第三項中「次条」を「附則第八条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

5　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、当分の間、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次条第一項及び附則第八条第二項において「存続厚生年金基金」という。）の事業に関する事務をつかさどる。

6　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が解散するまでの間、存続連合会の事業に関する事務をつかさどる。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条を附則第十条とし、附則第八条を附則第九条とする。

附則第七条に次の二項を加える。

2　年金局企業年金国民年金基金課は、第百二十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　存続厚生年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　存続厚生年金基金に関する制度の数理に関すること。

三　存続厚生年金基金に対する監督及び助成に関すること。

3　年金局企業年金国民年金基金課は、第百二十八条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第六項に規定する期間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　存続連合会に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　存続連合会に関する制度の数理に関すること。

三　存続連合会に対する監督及び助成に関すること。

附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条の次に次の一条を加える。

第七条　年金局年金課は、第百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、政府が管掌する厚生年金保険事業と存続厚生年金基金に関する制度の調整に関する事務をつかさどる。

2　年金局年金課は、第百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、前条第六項に規定する期間、政府が管掌する厚生年金保険事業と存続連合会（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び平成二十五年改正法の規定により業務を行う場合に限る。）に関する制度の調整に関する事務をつかさどる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）に対する第十三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の三十七第四項の規定の適用については、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、確定給付企業年金法」とする。